エックス線装置設置届

年　　月　　日

　　　神奈川県　　　保健福祉事務所長　殿

管理者　住　　所

氏　　名

電　　話（　　）　―

　　次のとおりエックス線装置を設置したので、医療法第15条第３項の規定により、届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 　　 新規・更新・移設・その他（　　　　　） |
| 病　院・診療所 | 名　称 |  | 病　床 | 有（　　床）・無 |
| 所在地 | 電話（　　）　　　― |
| エックス線装置 | 製作者名 |  |
| 型式 |  |
| 台数 |  |
| エックス線高電圧発生装置の定格出力 | 連　続 | 　　　　　　　ＫＶ　　　　　ｍＡ |
| 短時間 | 　　　　　　　ＫＶ　　　　　ｍＡ　　　　sec |
| 蓄放式 | 　　　　　　　ＫＶ　　　　　μＦ |
| 管球の型式及び数 |  |
| 用途 | 透視・断層撮影・ＣＴ・乳房撮影・位置決定用・直接撮影・間接撮影・歯科用（一般・全がく・　　　　　）・その他（　　　　　　　　　　） |
| 使用診療室名 |  |
| エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 別紙のとおり |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 診療エックス線技師歯科医師、診療放射線技師及びエックス線診療に従事する医師、 | 氏名 | 生年月日 | 職種 | エックス線診療に関する経歴及び免許番号 |
|  |  |  |  |
| エックス線装置の設置年月日 | 　　　　年　　月　　日 |

　（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | エックス線管焦点から１メートルの距離における利用線すい以外のエックス線の空気カーマ率 | mGy／時 |
| 管球の総ろ過 | mmAl当量 |
| コンデンサ式の場合、エックス線高電圧の充電の状態における照射時以外の接触可能表面から５センチメートルの距離におけるエックス線の空気カーマ率 | mGy／時 |
|  | 透視中の患者の入射面の利用線すいの中心における空気カーマ率 | mGy／分 |
| 透視用装置 | 透視時間の積算及び警告ができるタイマー | 有　・　無 |
| エックス線管焦点皮膚間距離制御装置 | 有　・　無 |
| 蛍光板（Ｉ・Ｉ）の有効面積外照射防止装置 | 有　・　無 |
| 利用線すい中の蛍光板（Ｉ・Ｉ）等の受像器を通過後の接触可能表面から10センチメートルの距離におけるエックス線の空気カーマ率 | μGy／時 |
| 透視時の最大照射野を3.0センチメートル超える部分の接触可能表面から10センチメートルの距離におけるエックス線の空気カーマ率 | μGy／時 |
|  | 蛍光板（Ｉ・Ｉ）の枠及び被照射体の周囲の利用線すい以外のエックス線遮へい装置 | 有　・　無 |
| 歯科用以外の直接撮影用装置 | フィルム取り枠外の照射防止装置 | 有　・　無 |
| 焦点皮膚間距離 | cm以上 |
| 胸部集検用間接 | 撮影用装置 | 蛍光板（Ｉ・Ｉ）の有効面積外照射防止装置 | 有　・　無 |
| 受像器の１次防護遮へい体による装置の接触可能表面から10センチメートルの距離におけるエックス線の空気カーマ | μGy／ばく射 |
| 被照射体の周囲に箱状の遮へい体を設けた場合のその遮へい体の接触可能表面から10センチメートルの距離におけるエックス線の空気カーマ | μGy／ばく射 |
| 移動用装置 | 使用中の表示 | 有　・　無 |
| 立入り制限措置 | 有　・　無 |
| 撮影時の防護措置 | 有　・　無 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 装置の保管場所・方法 |  |
| 歯科用装置 | 照射野（皮膚面） | 直径　cm、　cm×　cm |
| 焦点皮膚間距離 | cm |
| 治療用装置 | エックス線装置の接触可能表面から５センチメートルの距離における利用線すい以外の空気カーマ率 | mGy／時 |
| 定格管電圧が50キロボルトを超える装置のエックス線管焦点から１メートルの距離における利用線すい以外の空気カーマ率 | mGy／時 |
| ろ過板が引き抜かれたときエックス線の発生を遮断するインターロック | 有　・　無 |

　（裏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要 | 主要構造部等の構造 | 　耐火構造・不燃材料・その他（　　　　　　　　　） |
| 診　　療　　室　　の　　防　　護　　物 | 区分 | 　　　　　構造、材料及び厚さ（㎝） |
| 天井 |  |
| 周　囲　の　画　壁　等 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 監視用窓 |  |
| 出入口の扉 |  |
| その他の開口部 | 有（用途　）・無 |
| 床 | 有　　・　　無 |
| 操作室 | 有　　・　　無（理由　　　　） |
| 診療室の標識 | 有　　・　　無 |
| エックス線診療室の放射線障害の防止に関 | エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　　・　　無 |
| 管　理　区　域 | 管理区域を設ける場所 |  |
| 境界における実効線量（最大値） | mSv/３月 |
| 立入り制限措置 | 有　　・　　無 |
| 標識 | 有　　・　　無 |
| エックス線使用中の表示 | 有　　・　　無 |
| 敷地の境界 | 敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量（最大値） | μSv/３月 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| する予防措置の概要 | 入院患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量（最大値） | mSv/３月 |
| 取扱者の被ばく防止用具 |  |  |
| 取扱者の被ばく測定器具 | フィルムバッジ・ポケット線量計・ＴＬＤ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |